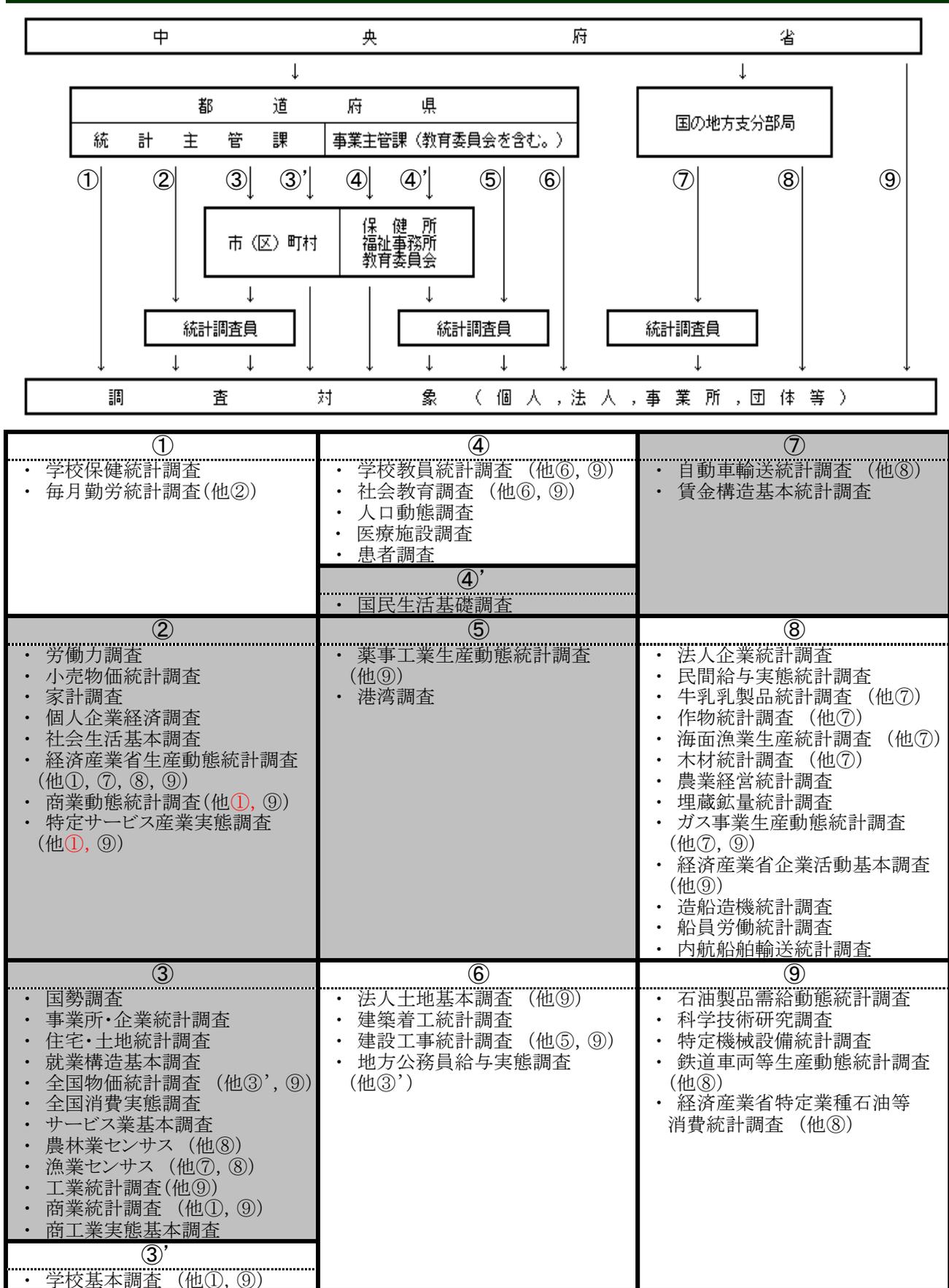


I 国の統計調査における調査の流れ図(指定統計調査)

平成20年4月



注) 1 調査の流れについては、主要な流れに区分しつつ、他の流れがある場合には()に示した。
 2 調査名における網かけ部分(②, ③, ④', ⑤, ⑦)は、調査員調査を示す。
 3 平成20年4月時点における55指定統計調査について整理した。

Ⅱ 統計専任職員費制度について（概要）

- 国の大規模な統計調査の実施に当たっては、地方公共団体（都道府県、市町村）を地方統計機構として活用。
- このうち都道府県では、国の統計調査を的確に実施するために統計主管課を設置し、統計主管課には、国の統計調査に従事する統計専任職員を配置（平成20年度：全国で2,060人）。
- 国は、これらの統計専任職員の配置に係る経費として、「統計調査事務地方公共団体委託費」を都道府県に交付（平成20年度予算額：約118億円）。
- なお、厚生労働省においても、保健統計及び社会福祉統計専任職員を配置。

【1 根拠規定】

統計法(昭和二十二年法律第十八号)

第18条 政府が行う指定統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

※ 統計法施行令別表において、調査ごとに、地方公共団体のどの機関に、どのような事務を行うか規定。

統計法(平成十九年法律第五十三号)

第16条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

※ 政令については、平成21年春の全面施行に向けて策定中。

<規定の趣旨等>

- 基幹統計調査は、全国的に実施され、かつ報告を求められる者の数が非常に多い場合も少なくないことから、国の職員のみで実施することは、物理的にも時間的にも不可能。
- 仮に統計調査員を設置して実施する場合、統計調査員の数が膨大になるだけでなく、その設置事務や連絡・指導を国の職員だけで行うことは困難。
- 一方、基幹統計調査は、全国的に実施されることから、その結果は、都道府県単位でも集計され、各地方公共団体の施策遂行の基礎資料として重要な役割を果たすもの。

【2 統計調査事務地方公共団体委託費の交付根拠】

○ 地方統計機構整備要綱（昭和22年7月11日 閣議決定）（抄）

二 方針

- 1 国の必要に基いて行う統計調査は、一貫して国の直接の監督の下に、国の経費を以て行うのを原則とし、統計の真実性と統一性を確保する。
- 2 これがため、地方に、統計官及び全額国庫支弁の統計主事又は統計事務に従事する専任の吏員を配置し、各庁の行うセンサスの調査の事務を一括して行わしめる。

○地方財政法（抄）

（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

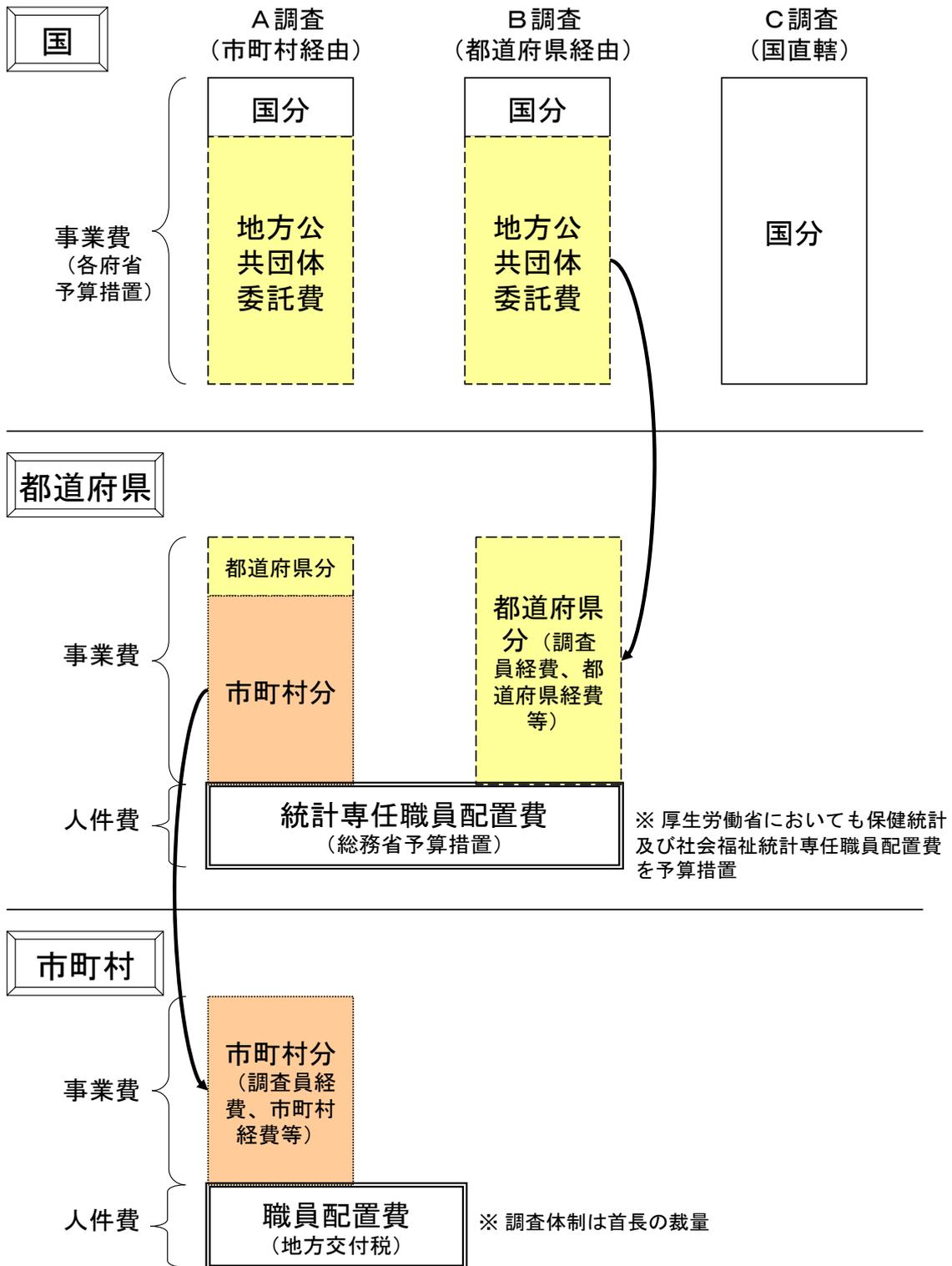
第10条の4 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

- 二 国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費

【3 委託費の交付対象となる統計専任職員】

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項に基づく条例で定められた定数内の職員であって、かつ統計主管課に専任する者。

【4 地方統計機構と予算との関係】



【 5 都道府県統計専任職員定数の推移】

(単位:人)

年 度	統計専任職員定数	削減数	摘 要
昭和22～23	5,030		
24	4,345	△ 685	欠員率を基にした国の行政整理 国の行政整理
25	3,910	△ 435	
26			
27	3,714	△ 196	国の行政整理
28			
29	3,528	△ 186	} 国の10%行政整理(昭和29年度)に伴い、地方統計 職員も29、30年の2年分に分けて8%の削減
30	3,417	△ 111	
31			
32	3,233	△ 184	国庫補助職員全体の削減の一環
33～42			
43	3,201	△ 32	} 第一次定員削減 5% (昭和43～46年度) 161人
44	3,158	△ 43	
45	3,115	△ 43	
46	3,072	△ 43	
47	3,094	22	} 沖縄復帰に伴う増員73人、 第二次定員削減 5% (昭和47～49年度) 153人
48	3,043	△ 51	
49	2,992	△ 51	
50	2,957	△ 35	} 第三次定員削減 2.4% (昭和50～51年度) 71人
51	2,921	△ 36	
52	2,898	△ 23	} 第四次定員削減 2.4% (昭和52～54年度) 69人
53	2,875	△ 23	
54	2,852	△ 23	
55	2,829	△ 23	} 第五次定員削減 1.68% (昭和55～56年度) 47人
56	2,805	△ 24	
57	2,777	△ 28	} 第六次定員削減 5% (昭和57～61年度) 140人
58	2,749	△ 28	
59	2,721	△ 28	
60	2,693	△ 28	
61	2,665	△ 28	} 第七次定員削減 5% (昭和62～平成3年度) 133人
62	2,638	△ 27	
63	2,611	△ 27	
平成元	2,584	△ 27	} 第八次定員削減 4.52% (平成4～8年度) 114人
2	2,558	△ 26	
3	2,532	△ 26	
4	2,509	△ 23	
5	2,486	△ 23	
6	2,463	△ 23	
7	2,440	△ 23	
8	2,418	△ 22	
9	2,398	△ 20	} 第九次定員削減 3.31% (平成9～12年度) 80人
10	2,378	△ 20	
11	2,358	△ 20	
12	2,338	△ 20	
13	2,314	△ 24	} 定員削減 5.09% (平成13～17年度) 119人
14	2,290	△ 24	
15	2,266	△ 24	
16	2,242	△ 24	
17	2,219	△ 23	
18	2,146	△ 73	} 新たな定員削減(17～21年度で10%225人を削減予定)
19	2,103	△ 43	
20	2,060	△ 43	
21			

【6 市町村統計機構】

(1) 市町村統計担当職員の推移

- 市町村の統計担当職員は、市町村合併の進展、地方公共団体の行財政改革の推進を受けて、この10年間に3割以上の減少。
- 統計調査事務と同様に、業務に波動性のある選挙事務を兼務しているケースが多く、調査実施時期と選挙期間が重複した場合には、要員の確保が困難。
- 市町村統計機構の弱体化は、都道府県の審査事務等にも影響。

(単位：人)

区分 年度	専 担	兼 務	計
平成10	1,808 (100)	10,161 (100)	11,969 (100)
平成11	1,735 (96.0)	10,300 (101.4)	12,035 (100.6)
平成12	2,002 (110.7)	10,288 (101.2)	12,281 (102.6)
平成13	1,722 (95.2)	10,396 (102.3)	12,118 (101.2)
平成14	1,636 (90.5)	10,399 (102.3)	12,035 (100.6)
平成15	1,495 (82.7)	10,489 (103.2)	11,984 (100.1)
平成16	1,705 (94.3)	10,386 (102.2)	12,091 (101.0)
平成17	2,047 (113.2)	8,652 (85.1)	10,699 (89.4)
平成18	1,503 (83.1)	6,918 (68.1)	8,421 (70.4)
平成19	1,340 (74.1)	6,819 (67.1)	8,159 (68.2)

(注) 各年度4月1日現在。

(2) 統計調査事務に関する経費

- 市町村の統計専任職員に関する経費については、昭和25年から国が直接負担することをやめ、地方財政平衡交付金（現在の地方交付税）制度の中で措置。
- 平成19年度の統計費関係地方交付税中の市町村経費は、人口10万人を標準規模として算出した国又は当該地方公共団体の行う統計事務に関する財政需要額として、約1,700万円が計上。

<参考 平成19年度統計費関係地方交付税単位費用>

- 統計費は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)、「その他の行政費」中の「その他の諸費」として位置付けられていたが、平成19年度に、経常経費のうちの企画振興費及びその他の諸費等の統合・見直しが行われ、「包括算定経費（人口）」が創設されたことに伴い、「包括算定経費（人口）」の「総務費」の中に位置付けられることとなった。
- また、平成19年度の「包括算定経費（人口）」は、簡素な基準で算定するという趣旨から、平成18年度の算定方法を基礎としているものの、従来のような詳細な算定根拠は示されていない。

1 都道府県経費

人口170万人を標準規模として算出した当該地方公共団体の行う統計調査、統計事務の充実普及、統計書の編さん事務に関する経費：28百万円。

2 市町村経費

人口10万人を標準規模として算出した国又は当該地方公共団体の行う統計調査事務に関する経費：17百万円。

(注) 「平成19年度地方交付税制度解説（単位費用篇）地方交付税制度研究会編」（財団法人地方財務協会発行）による。

[平成18年度都道府県経費]

区 分	金 額	積 算 内 容
給 与 費	千円 14,440	
需 用 費 等	2,244	通 信 運 搬 費 、 旅 費 等
負担金、 補助及び交付金	12,050	市町村交付金（調査員手当）等
歳 出 計	28,734	

[平成18年度市町村経費]

区 分	金 額	積 算 内 容
給 与 費	千円 14,060	
報 酬	1,764	調 査 員 報 酬
需 用 費 等	1,470	印 刷 製 本 費 （ 市 勢 要 覧 、 市 統 計 書 ） 、 旅 費 等
歳 出 計	17,294	

(注) 「平成18年度地方交付税制度解説（単位費用篇）地方交付税制度研究会編」
（財団法人地方財務協会発行）による。

Ⅲ 統計調査員の概要

統計調査員の法的位置付け

<統計法（昭和22年法律第18号）第12条第1項>

政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

統計調査員の仕事

- ① 調査員事務打合せ会（説明会）への出席
- ② 担当調査区の範囲と調査対象の確認
- ③ 調査票の配布と記入依頼（記入の仕方の説明）
- ④ 記入された調査票の回収
- ⑤ 集めた調査票の検査・整理
- ⑥ 調査票などの調査関係書類の提出

統計調査員の身分

統計調査員は、調査の都度任命される非常勤の公務員。統計調査員の身分は、任命権者により異なる。

- 国（大臣又は国の機関の長）が任命する統計調査員 ⇨ 一般職の非常勤の国家公務員
- 都道府県知事が任命する統計調査員 ⇨ 特別職の非常勤の地方公務員

統計調査員の報酬

統計調査員には、調査活動に従事した対価として、法律又は条例の規定に基づき、報酬（統計調査員手当）が支給。

統計調査員手当は、統計審議会答申（昭和39年7月24日）を踏まえ、毎年、関係省間の協議の下に統一要求を行い、統一予算単価が決定。（平成20年度日額単価：6,800円）

統計調査員の災害補償

統計調査員は、非常勤の国家公務員又は地方公務員であり、任命期間中に災害（交通事故等）に遭った場合には、法律又は条例の規定に基づき、公務災害補償が適用。

都道府県が行った補償については、統計調査員公務災害補償費交付要綱（昭和46年3月22日行政管理庁長官決定）に基づき、国から都道府県に交付（補填）。

現行の指定統計調査における調査員調査の状況

○ 現在実施されている指定統計調査（55調査）のうち、調査員調査を導入しているものは32調査。

このうち、調査員調査のみで実施しているものは13調査。

調査員数区分	該当指定統計調査（調査員数）
10万人以上	国勢調査（約90万人）、住宅・土地統計調査（約10万人）、
1万人以上10万人未満	就業構造基本調査（約4万人）、
1,000人以上1万人未満	労働力調査（約3,000人）、毎月勤労統計調査・特別調査（約2,200人）、港湾調査（約1,400人）、国民生活基礎調査（約8,000人）、全国消費実態調査（約8,000人）、全国物価統計調査（約3,000人）、社会生活基本調査（約8,000人）
1,000人未満	小売物価統計調査（約800人）、家計調査（約700人）、個人企業統計調査（約200人）、

調査員調査と郵送調査の主なメリット・デメリット等

	調査員調査	郵送調査
調査方法	調査対象に、統計調査員が訪問して調査する方法	調査票を調査対象に郵送し、調査対象自身に記入・返送してもらう調査方法
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票の回収率が高くなる。 ・ 調査事項が多少複雑でも、また量が多くても調査が可能 ・ 質問の内容を相手に理解させることができるため正確に記入してもらえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広い地域にわたる調査が容易。 ・ 調査員や特別の調査組織を必要としない。 ・ 面接調査では答えにくい内容の事項でも調査が可能。 ・ 比較的経費がかからない。
主なデメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査員が多数必要であるため、経費がかかる。 ・ 調査員の選任、指導の事務がある。 ・ 調査員による質問のゆがみや、誘導が起こりやすい。 ・ 相手が不在の場合、面接できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回収率が確保しにくい。回収率を上げるためには督促が必要であり、回収までの時間もかかる。 ・ 複雑な質問や多量の質問はできない。 ・ 無回答から起こる誤差が大きくなる可能性がある。 ・ 質問の内容を誤解することにより誤答が多くなる。 ・ 調査対象者と回答者が異なる可能性がある。 ・ 正確な母集団名簿が必要。

（注）本表は「統計実務基礎知識」（総務省政策統括官（統計基準担当）監修）等に基づき作成。

IV 統計調査員確保対策事業の概要

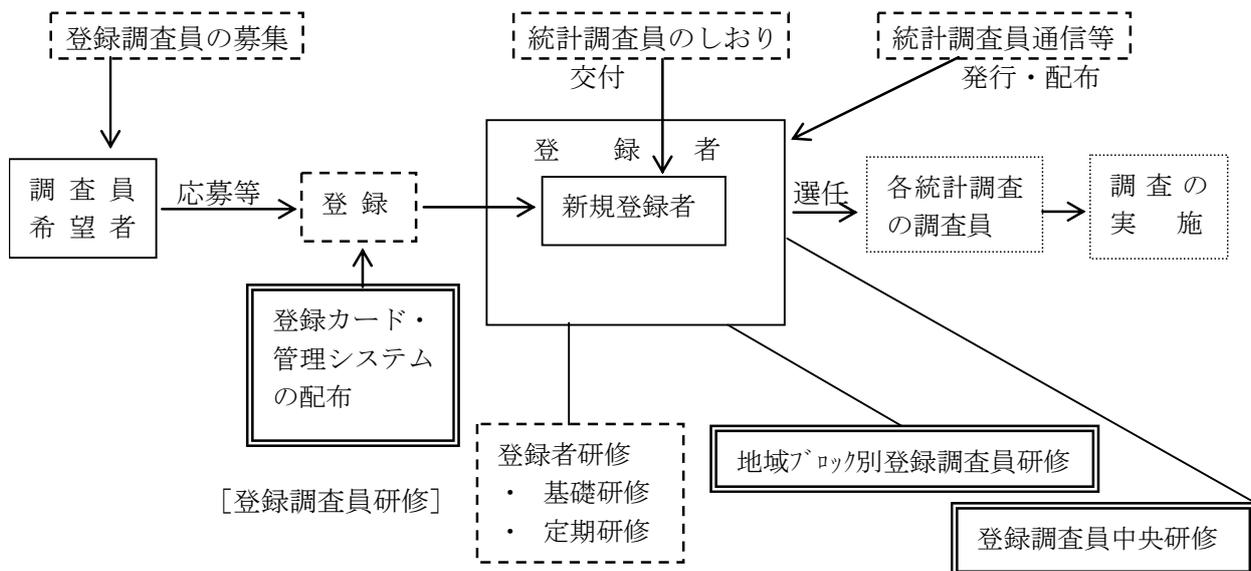
1 事業の目的・変遷等

- 国が実施する統計調査に際して、統計調査員の選任が困難となっている現状を改善するため、あらかじめ統計調査員希望者を登録し、統計調査員の確保に資するとともに、その資質の向上を図るため、昭和47年に創設。
- 当初の事業対象区域（東京都、愛知県及び大阪府）を順次拡大し、平成2年度以降は、人口5万人以上の市・町（平成19年度現在574。東京都の特別区を含む。）を対象。

2 事業の概要

- 統計調査員希望者の登録
 - ⇒ 「事業所・企業統計調査」の調査区数の2分の1を目標値（登録基準数。平成19年度97,389人）とする統計調査員希望者の登録（平成18年度末で約11万人）。
 - ⇒ 登録は、事業対象市町及び一部の都道府県で実施。
- 事業の内容
 - ⇒ 登録調査員に対する統計調査員通信等の配布、新規登録調査員に対する「統計調査員のしおり」の交付。
 - ⇒ 国及び事業対象市町における各種研修会の開催等を通じた資質向上。

【事業イメージ図】

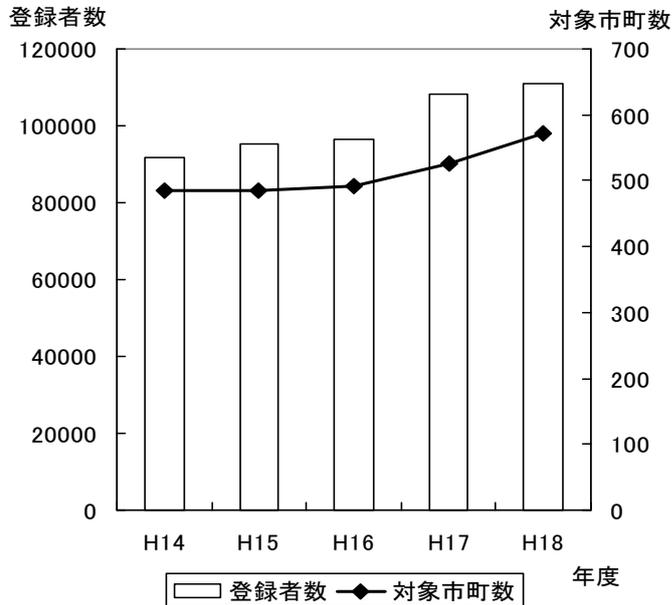


注1) —— 内は、政策統括官（統計基準担当）が実施する事業である。

注2) - - - - 内は、都道府県及び事業対象市町が実施する事業である。

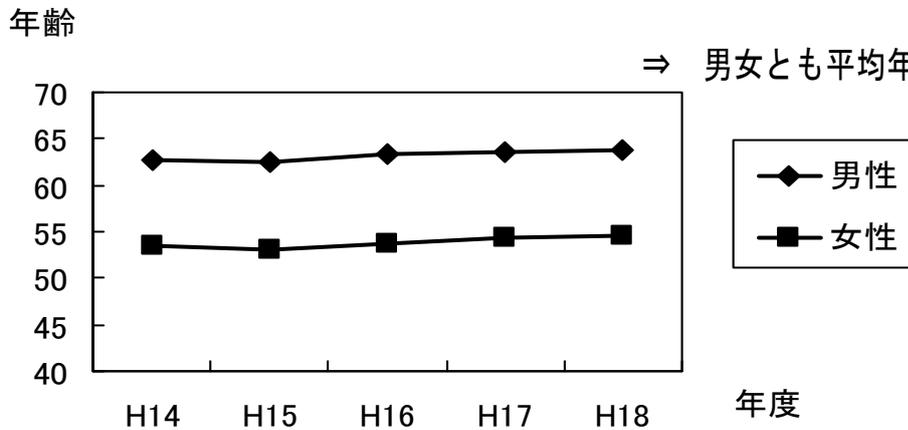
登録調査員の現状

確保対策事業登録者数及び対象市町村数



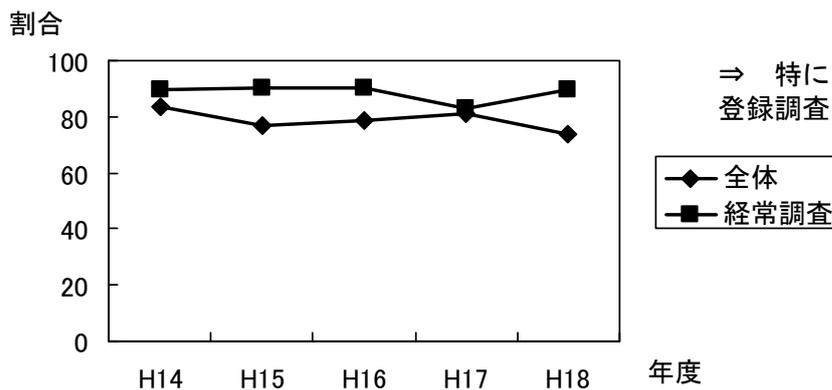
⇒市町村合併等による対象市町村数の増加に伴い登録調査員数も増加

登録調査員の平均年齢の推移



⇒ 男女とも平均年齢は横ばい

統計調査員任命数に占める登録調査員の割合



⇒ 特に月次及び年次の経常調査における登録調査員の割合が高い

都道府県別新規登録者数の割合

- 平成18年度の新規登録率（登録基準数に対する新規登録者の割合）をみると、平均で15.4%、最大38.2%（山梨県）、最小2.2%（徳島県）と都道府県によって区々。
 ※ ただし、新規登録者数には、市町村合併により、新に対象区域となった市町の登録者も含まれる。
- 新規登録者に対する比較的若い層（40歳以下）の登録者数の割合をみると、平均で14.2%、最大31.4%（山口県）、最小1.7%（岩手県）と都道府県によって区々となっており、必ずしも新規登録率と整合しない面も。

	登録基準数に対する 新規登録者の割合	新規登録者に対する比較的若い層 （40歳以下）の登録者数の割合
30%以上	岩手県、福島県、山梨県、熊本県	山口県
20%以上 30%未満	茨城県、群馬県、長野県、富山県、奈良県、鳥取県、香川県、佐賀県、長崎県、鹿児島県	静岡県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、和歌山県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県
10%以上 20%未満	青森県、宮城県、秋田県、新潟県、埼玉県、千葉県、静岡県、岐阜県、愛知県、福井県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県、沖縄県	宮城県、山形県、新潟県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、富山県、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、岡山県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、沖縄県
10%未満	北海道、山形県、栃木県、東京都、神奈川県、石川県、三重県、京都府、大阪府、山口県、徳島県、高知県	北海道、青森県、岩手県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、長野県、福井県、鳥取県、島根県、徳島県

比較的若い層（40歳以下）の登録経緯

- 平成18年度において40歳以下の新規登録者が50人以上となっている15都府県のうち、当該都府県内で40歳以下の新規登録者が5人以上となっている80区市の1,147人を対象に実態を調査したところ、推薦によるものや経験者が過半数。
 ※ ①調査員・市町村職員・自治会等の推薦によるもの：368人（32.1%）、②調査員経験者：226人（19.7%）、③公募によるもの：223人（19.4%）、④本人からの申し込みによるもの：171人（15.9%）など。
- また、80市区の担当者は、応募理由（複数回答）として、①空き時間の活用（53市区）、②報酬（47市区）、③ボランティア（12市区）等と回答。

統計調査員の量・質の確保・向上に関するガイドラインの概要

ガイドライン策定の背景等

背景・現状

- 統計調査の内容が複雑化、調査環境の悪化
- 量的な問題：大規模な周期統計調査における統計調査員の不足
- 質的な問題：比較的若い統計調査員の新規登録者が少ない。
面接技法等に習熟した統計調査員の不足。
事務処理を的確にこなせる統計調査員の不足

具体的方策：ガイドラインの作成

- 手続：地方公共団体と協議
- 内容：①登録調査員の登録・抹消基準
②登録調査員の管理方法・研修方法
③統計調査員の安全対策

ガイドラインの内容等

- ガイドラインの目的⇒ 地方公共団体において、統計調査員の量・質の確保・向上を図るための取組の推進する際の参考に資すること。
- 内容の構成⇒ I 我が国の統計調査員制度について
II 統計調査員の量・質の確保・向上について
※ IIがメインであるが、統計調査員の量・質の確保・向上を図るための取組を推進していく上で、統計調査員に対する理解や認識を深めることが必要不可欠であると考えられることから、最初に導入として、我が国の統計調査員制度について概観する構成にしているもの。

I 我が国の統計調査員制度について

- 1 統計調査員制度の沿革
- 2 現行の統計調査員制度の概要
 - (1) 統計調査員の法的位置付け
 - (2) 統計調査員の身分
 - (3) 統計調査員の報酬（統計調査員手当）
 - (4) 統計調査員の災害補償
 - (5) 統計調査員の表彰制度
 - (6) 統計調査員確保対策事業
 - ア 統計調査員確保対策事業の経緯等
 - イ 統計調査員確保対策事業の内容

統計調査員に対する理解・認識を深めることが、統計調査員の量・質の確保・向上に取組む上で必要不可欠

II 統計調査員の量・質の確保・向上について

- 1 統計調査員の確保方策
 - (1) 統計調査員の役割についての広報
 - (2) 統計調査員の募集等
 - (3) 登録希望者に対する面接の実施等
 - (4) 統計調査員の計画的な確保に資する情報提供
- 2 登録調査員の登録・抹消基準の設定
- 3 登録調査員の管理方策
- 4 登録調査員に対する研修方策等
 - (1) 登録調査員に対する基礎的知識の付与等
 - (2) 登録調査員を対象とする研修内容・方法の充実
- 5 統計調査員の活動状況についての評価の実施
- 6 統計調査員の安全対策